

橿原市マンション管理適正化推進計画

令和5年（2023年）12月 1日

1 橿原市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

橿原市内におけるマンション数は、令和4年度時点で113棟存在しますが、その内、築40年以上のマンションは51棟存在し、10年後には82棟（1.6倍）、20年後には104棟（2.0倍）と、今後高経年のマンションが増加する事が予想されることを踏まえ、管理組合による長期修繕計画に基づく修繕積立金の設定に重点をおいてマンションの管理適正化を進めることとします。

2 橿原市の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために橿原市が講ずる措置に関する事項

橿原市の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、奈良県が令和2年度に管理組合へ実施したアンケート結果を踏まえ、必要に応じて実態調査の実施等、市が講ずる措置を検討します。

3 橿原市の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、橿原市マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。なお、実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

4 橿原市の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

橿原市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和5年（2023年）12月から令和10年（2028年）11月までの5年間と
します。

なお、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを図るものとします。